

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚ずつ配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 120 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

民 法

〔設例〕の事案につき、〔設問〕に答えよ。なお、解答に際しては、それが改正民法及びその関係法令と改正前民法（現行民法）及びその関係法令とのいずれに基づく解答であるのか、冒頭に明らかにせよ。

〔設例〕

A は、B が C から融資を受けるための見せ資産とするため A 所有の甲土地を B に売却した形にしてほしい、との B の懇請に応じて、真実には売却する意思をもたずに、B に甲土地を売却する契約を B と締結し、この契約に基づく所有権移転登記手続を経由した。B は、甲土地を自己所有として C に説明し、これを信じた C から融資を受けた。B は、その返済ができなくなったため、A に無断で、甲土地を代物弁済の目的とする契約を C と締結した。他方、A は、甲土地の登記名義は一時的に B になっているだけである事情について、これを確認する B の念書を呈示しながら D に説明し、これを信じた D に甲土地を売却する契約を D と締結した。

〔設問〕

- (1) B・C 間の代物弁済契約に基づく甲土地の所有権移転登記手続はいまだなされていないものとする。この場合において、D が、B に対し甲土地について真正の登記名義回復を目的として所有権移転登記手続を請求する訴えを提起し、甲土地の所有権が D に帰属することを争う C に対して甲土地の所有権確認を求める訴えを提起するとき、D は、これら請求を認容する判決を取得することができるか。
- (2) B・C 間の代物弁済契約に基づいて甲土地の所有権移転登記手続がすでになされたものとする。この場合において、D が、甲土地の所有権が D に帰属することを争う C に対して甲土地につき所有権の確認及び真正の登記名義回復を目的とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起するとき、D は、これら請求を認容する判決を取得することができるか。

商 法

〔問題〕

Y 株式会社は、その株式が証券取引所に上場されている監査役会設置会社である。

Y 会社の代表取締役社長甲は、Y 会社の株価が低迷していることを懸念し、株価でこ入れ策として、取引所を通じて自社株買いを行うことを計画している。

Y 会社が、このような自己株式の取得を行うために必要な、会社法上の手続を説明しなさい。

なお、金融商品取引法上の規制について言及する必要は無い。